

農林統計上の農業地域類型区分の改正に伴う 中山間地域等直接支払制度の対象地域について

令和5（2023）年4月
農村振興課

1 本県の中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農用地

中山間3法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法で指定された地域）、棚田地域振興法の指定地域及び知事特認地域において、次の農地要件を満たす農振農用地区域内の1ha以上の一団の農用地。

- (1) 法指定地域 ①通常基準…急傾斜農用地（田：1/20以上）、小区画・不整形な水田
②市町長の判断により対象となる農地…緩傾斜農用地（田：1/100以上1/20未満）・高齢化率・耕作放棄地率の高い農地
- (2) 知事特認地域 3法指定地域に隣接する旧市町村
農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）

【栃木県の特認基準】

- ①対象地域：ア. 中山間3法（特定農山村法、山村振興法、過疎法）に地理的に接する農用地
イ. 農林統計上の中山間地域（中間農業地域及び山間農業地域）（旧市町村単位）
- ②対象農地：ア. 急傾斜農用地（田：1/20以上、畑・草地：15度以上）
イ. 急傾斜農用地と連坦して一団のまとまりを形成する緩傾斜農用地（田：1/100以上、畑・草地：8度以上）
- ※①の地理的に接する農用地の範囲は、旧市町村単位とする

2 農林統計上の農業地域類型区分の改正に伴う中山間地域等直接支払制度の対象地域

農林統計上の農業地域類型区分の改正（令和5年2月）により、足利市の北郷村が中間農業地域に、矢板市の矢板町は平地農業地域に見直されました。

この改正による中山間直払制度における「知事特認地域」の対象地域に変更はありません。

表1. 対象地域の変更

市町名	対象地域	変更後	変更前
矢板市	特認地域	農林統計上の中山間地域	矢板町
		3法指定地域に隣接する旧市町村	矢板町、片岡村2-1
足利市	特認地域	農林統計上の中山間地域	北郷村、名草村、三和村、小俣町
		3法指定地域に隣接する旧市町村	北郷村

注. 本制度の地域指定は、昭和25年2月時点の区域で指定を行います。